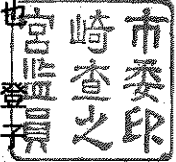


宮監公表第10号
令和元年8月22日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶谷 欣也
荒木 敏
前本 尚
谷口 真理子



定期監査措置状況の公表について

令和元年度定期監査の結果に関する措置について通知があったので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
 - ・地域振興部
 - ・教育委員会

- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和元年度定期監査指摘事項及び意見についての措置状況通知書

令和元年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：教育委員会)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>①理科室の薬品管理について、次のような不備があった。(穂中学校)</p> <p>イ. 劇物 (過酸化水素水、アンモニア水、硝酸銀) について、薬品台帳と在庫量の照合を月に1回行うべきところ、実施していない月があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・アンモニア水 (平成 30 年 4 月～5 月、8 月～平成 31 年 3 月)・過酸化水素水 (平成 30 年 5 月～6 月、8 月～平成 31 年 3 月)・硝酸銀 (平成 30 年 4 月～6 月、8 月～平成 31 年 3 月) <p>ロ. 危険物 (エタノール) について、薬品台帳と在庫量の照合を学期に1回行うべきところ、平成 29 年 6 月から平成 31 年 3 月まで実施していなかった。</p> <p>ハ. 劇物 (過酸化水素水) の薬品台帳について、使用実績がないにもかかわらず、現在量 (残量) が減少していた。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成 30 年 7 月 26 日現在量: 543. 52g・平成 31 年 4 月 22 日現在量: 389. 19g <p>②平成 30 年度の九州中学校体育大会派遣費補助事業 (九州中学校水泳競技大会) について補助金を受領する口座に補助金 (1 円) が残っていた。(田野中学校)</p> <p>③理科室の薬品管理について、次のような不備があった。(大塚小学校)</p> <p>イ. 劇物 (塩酸、水酸化ナトリウム) について、平成 31 年 3 月 5 日に使用しているにもかかわらず、使用量が記載されていなかった。</p>	<p>①平成 30 年度の薬品管理担当者が必ず行うべき台帳との照合や在庫チェックを怠っていた。 今後は以下のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none">○薬品の購入、在庫調査、使用量の記載がなされているかの調査を確実に月 1 回行うために、月行事・週行事に明示する。(6 月から実施)○長期間使用していない薬品を計画的に廃棄する。できるものは 8 月末までに実施する。○複数の教職員で月 1 回の在庫点検を確実に行之、薬品管理簿を管理職に提出する。○半年に 1 回は、管理職の立会いのもと、在庫点検を行う。 <p>②出場者 4 名で割り切れなかった補助金残 1 円を保護者に受領していただき領収書を受け取った。 今後は、保護者に全額支給する。</p> <p>③毎月の定期点検により、使用量、現在量 (残量) の複数での確認と管理簿等照合を行う。 新規購入時に、納品書のコピーを薬品台帳に保管することで、購入量の記載漏れをなくす。また、購入の際</p>

ロ. 危険物（エタノール）について、平成30年10月10日に3本から7本になっているにもかかわらず、購入量が記載されていなかった。

ハ. 一般薬品（燃料用アルコール）について、使用実績がないにもかかわらず、現在量（残量）が減少していた。

・平成31年3月2日現在量:434.8g

・平成31年4月26日現在量:386.6g

④理科室の薬品台帳について、摘要、購入量、使用量、現在量（残量）を記入することとなっているにもかかわらず、使用量の記載誤りが多数あった。（大塚中学校）

・硫酸（劇物）

平成30年6月6日 誤107.79g ⇒正 97.79g

平成30年6月25日 誤36.01g ⇒正 43.01g

・水酸化ナトリウム（劇物）

平成30年6月13日 誤37.65g ⇒正 27.65g

・塩化銅（劇物）

平成30年5月22日 誤38.28g ⇒正 28.28g

・硝酸カリウム（危険物）

平成30年5月23日 誤47.57g ⇒正 27.57g

平成30年6月25日 誤29.82g ⇒正 19.92g

・BTB液（一般薬品）

平成30年6月28日 誤47.69g ⇒正 137.69g

⑤理科室の薬品管理について、次のような不備があった。（椋小学校）

イ. 劇物（メタノール、過酸化水素水）は薬品台帳と在庫量の照合を月に1回行うべきところ、実施していない月があった（平成30年9月）。

ロ. 劇物（過酸化水素水）について、3月の現在量（残量）は625グラムと記載されており、その後使用実績がないにもかかわらず4月の現在量（残量）は590グラムと記載されていた。

⑥理科室の薬品管理について、次のような不備があった。（宮崎港小学校）

イ. 劇物（塩酸、水酸化ナトリウム、アンモニア水、ヨウ素、過酸化水素水）は薬品台帳と在庫量の照合を月に1回行うべきところ、実施していない月

は、管理職にも確認印を依頼する。薬品管理担当者が異動等で交代する場合は、必ず年度末に引継や薬品台帳を基にした薬品の摘要、購入量、使用量、現在量（残量）の確認を行う。

④計算ミスによる記載ミスがあり、そのまま記入を続けてしまったため。薬品台帳の管理場所に電子式卓上計算機を置き、計算ミスがないかの確認を徹底していく。

<学校での取組>

(1) 月1回の在庫点検を確実に行う。

(2) 薬品使用後に速やかに計量できるように電子天秤を薬品庫の近くに常設している。

⑤今後は、在庫量調査を失念することがないように、月行事等に「理科室薬品点検」と記載し月1回の照合を確実にこなうこととした。令和元年6月より実施している。

今後は月1回の在庫量の照合を担当者だけでなく、教頭等も同席し複数で照合することとした。未開封の薬品についても、自然蒸発する場合もあるので確実に照合するよう留意する。

⑥

イ 平成30年4月～6月、8月、10月、11月の定期検査（薬品台帳と在庫量との照合）を実施していなかった。平成30年12月に担当者が研

があった(平成30年4月~6月、8月、10月、11月)。

ロ. 劇物(過酸化水素水)について、容器の破損により内容物が漏れていたにもかかわらず、平成30年2月8日の在庫調査以降の在庫照合が行われていなかったため、平成30年7月1日の定期検査まで把握されていなかった。

⑦理科室の薬品管理について、劇物(塩酸、水酸化ナトリウム、アンモニア水、メタノール)は薬品台帳と在庫量の照合を月に1回行うべきところ、実施していない月があった(平成30年10月~平成31年2月)。また、これらの劇物全てにおいて、平成30年9月実施分については現在量(残量)の記載がなかった。(加納小学校)

⑧平成30年度中学校体育大会派遣補助事業(第49回九州中学校ソフトテニス競技大会)について、補助対象経費は出場する生徒に要する経費であるにもかかわらず、補助額の残額(1円)を引率教諭が受領していた。(加納中学校)

⑨理科室の薬品管理について、平成30年7月25日に実施された(一社)宮崎市郡薬剤師会による調査において、劇物(塩酸、水酸化ナトリウム)の容器の表示を赤色「劇物」と記載するよう指摘されていた

修を受け、平成30年12月以降は、定期検査を実施している。また、令和元年6月から、月行事予定表に「理科薬品定期検査の日」を設定して、月に一度の定期検査を確実に実施している。アンモニア水、過酸化水素水は、実験で使用しないので、今年度中に廃棄処分を予定している。

ロ 平成30年7月の「諸帳簿の管理に関する学校支援訪問」において定期検査(薬品台帳と在庫量との照合)で内容物の漏れが分かり、容器を入れ替えて残量を計測した。8月、10月、11月に定期検査を行っていなかった。12月以降は、月に1回、定期検査を実施しており、令和元年度6月から、月行事予定表に「理科薬品定期検査の日」を設定して、月に一度の定期検査を確実に実施している。過酸化水素水は、実験で使用しないので、今年度中に廃棄処分を予定している。

⑦薬品点検日を教育課程(年間暦)に明記し、毎月の月末統計と同じ日に、薬品点検を行うことにし、4月、5月は月末統計日に、薬品点検を行った。6月以降も月末統計の日に行う予定である。

⑧引率教諭から1円返金してもらい、対象保護者の代表へ支給して領収を受け取った。今後は要綱等に沿って適切に処理を行う。

⑨今回指摘を受けた、劇物(塩酸、水酸化ナトリウム)の容器には、「医薬用外」の文字と、白地に赤字で「劇物」と表示した。今後も、新規購入

にもかかわらず、措置されていなかった。(小松台小学校)

⑩平成30年度の小中学校スクールカウンセリング等事業(校外生徒指導対策協議会)について、次のような不備があった。(高岡中学校)

イ. 補助金等交付申請について、入学式(4月10日)の前日の警備等を補助対象としているにもかかわらず、事後の平成30年4月19日に提出していた。

ロ. 生徒指導巡回に係る交通費について、高岡中学校校外生徒指導対策協議会規約の対象とならない経費(体育大会救護準備(平成30年9月12日及び16日)を支給していた(500円×2回=1,000円)。

【意見】

①理科室の薬品(劇物、毒物、危険物及び一般薬品)の管理について、これまで毎年度、定期監査において、施錠可能な保管庫での保管、定期的な点検による在庫確認、台帳への正確な記録など適正な管理の徹底を指摘してきたところ、保管庫での施錠等の改善は認められるものの、依然として適正な管理がなされていない学校が一部見受けられた。

教育委員会においては、事故の未然防止、児童生徒の安全確保の観点から、管理に係る手続きや帳票の見直し、管理者への指導の徹底に加え、自身による点検・確認体制の構築など、実効性のある薬品管理体制の確保を図られたい。

②補助金に係る事務処理について、以下のとおり関係書類を十分に確認しないまま処理しているものが散見された。

補助金の交付申請書及び実績報告書は、補助金の適正かつ適切な交付及び執行を確認するためのもの

の際も含めて、劇物(塩酸、水酸化ナトリウム等)の容器には、必要に応じて、規定どおり適切に表示をしていく。また、市教育委員会や理科主任会において文書等が通達されるごとに、管理職以下全職員で、しっかり目を通して、規定どおり適切に理科室薬品管理をしていく。

⑩

イ. 宮崎市立中学校校外生徒指導対策補助金交付要綱に基づき、今後すみやかにかつ適正に処理していきます。

ロ. 指摘のとおりであり、教育委員会学校教育課と協議し、雑入として戻入しました。今後は高岡中学校校外生徒指導対策協議会規約に基づき、対象経費を確認し、適正に処理していきます。

①薬品管理について校長会を通し、指導してきたが、本年度の定期監査における指摘状況を鑑み、7月の教頭会においても指導を行った。

また、8月の諸表簿等に関する学校訪問を通し、実際に薬品庫に立ち入りながら、継続して指導を行っていく。12月に薬品管理強化月間を設け、各学校より、薬品管理の取組の報告を求める。

②イ. 宮崎市補助金等交付規則において、「補助事業者は、補助事業が完了したときは、30日以内に補助事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して市長に届

であり、審査（決裁）の過程において、関係書類の内容を責任をもって確実に点検するとともに、実施要領に則り、処理されたい。

イ. 平成 30 年度の中学校体育大会派遣補助事業について、学校教育課は、申請者（学校）から補助金等交付申請書兼補助事業実績報告書を受理後、補助金等交付決定書兼確定通知書を発出すべきところ、補助金等交付申請書兼補助事業実績報告書を提出した日より前の日付で補助金等交付決定書兼確定通知書を発出していた。

（憶中学校）

・補助金等交付申請書兼補助事業実績報告書提出

日：平成 30 年 9 月 14 日（5 件）

補助金等交付決定書兼確定通知書発出日：平成 30 年 8 月 31 日（3 件）

補助金等交付決定書兼確定通知書発出日：平成 30 年 9 月 4 日（2 件）

（加納中学校）

・補助金等交付申請書兼補助事業実績報告書提出日：平成 30 年 9 月 7 日

補助金等交付決定書兼確定通知書発出日：平成 30 年 9 月 6 日

・補助金等交付申請書兼補助事業実績報告書提出日：平成 30 年 10 月 1 日

補助金等交付決定書兼確定通知書発出日：平成 30 年 9 月 3 日

（清武中学校）

・補助金等交付申請書兼補助事業実績報告書提出日：平成 30 年 9 月 3 日

補助金等交付決定書兼確定通知書発出日：平成 30 年 9 月 13 日

ロ. 平成 30 年度の小中学校スクールカウンセリング等事業（校外生徒指導対策協議会）について、学校教育課は、申請者（学校）から補助金等交付申請書を受理後、補助金等交付決定書を発出すべきところ、補助金等交付申請書を提出した日より前の日付で補助金等交付決定書を発出していた。

（高岡中学校）

・補助金等交付申請書提出日：平成 30 年 4 月 19 日

補助金等交付決定書発出日：平成 30 年 4 月 2 日

け出なければならない（第 11 条）」と、定められている。

学校教育課においては、実績報告書に添付されている領収書等の審査を行ったうえで、補助金の交付ができるよう、上記交付規則に則り、実績報告書の日付の記入を行った。

今後については、学校教育課において日付の記入は行わず、全て、申請を行う学校が記入して提出するよう通知文を発出している。学校教育課においては、審査を適正に行い、補助金の交付の適否について処理を行う。

ロ. 宮崎市補助金等交付規則に基づく事業計画書を審査した際、4 月当初からの業務が確認されたため、学校教育課において、申請日を遡って記入を行った。

今後については、学校教育課において日付の記入は行わず、全て、申請を行う学校が記入して提出するよう通知文を発出する予定である。学

(清武中学校)

- ・補助金等交付申請書提出日：平成 30 年 4 月 20 日
- ・補助金等交付決定書発出日：平成 30 年 4 月 2 日

校教育課においては、審査を適正に行い、補助金の交付の適否について処理を行う。

令和元年 8 月 6 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市教育委員会
教育長 西田 幸一郎

